

令和 6 年 5 月 16 日現在

機関番号：15101

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K13113

研究課題名（和文）子どもの権利擁護機関の設置構想：子どもの声を反映させる政策改善過程分析を通じて

研究課題名（英文）The concept of establishing a children advocacy organization: Through the analysis of policy improvement processes that reflect children's voices

研究代表者

畑 千鶴乃 (Hata, Chizuno)

鳥取大学・地域学部・教授

研究者番号：60550944

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：オンタリオ州子ども・若者アドボカシー事務所による子どもや若者へのケースアドボカシー、若者らのセルフアドボカシープロジェクトによる社会変革を起こすシステムアドボカシー、事故が起きた際の検証や調査、死亡の際の検視への立ち合い・意見表明という、「子どもと若者の独立した声」を保障する重層的なアドボカシーを開発し、他州と他国へのモデルとなった過程を実証した。事務所閉鎖後も、同じ境遇にある当事者仲間と協同し、今ケアを受けている若者が成人を迎えケアが打ち切られることなく、それぞれのニーズに応じた移行支援が受けられることを目的とした基準評価モデルとその定着を目指した現職教育を構築する過程を解明できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本で導入が検討されている公的子どもアドボカシーシステムに向けて、カナダ・オンタリオ州の示唆を得て、我が国に必須の仕組みと活動のあり方を提言する点に学術的意義をもつ。さらに公的子ども若者アドボカシー機関から支援を受けた若者が、その後さらに主体的にどのようなセルフアドボカシー活動を開花させたのか実証した研究は類をみず、同様に意義がある。さらに機関設置を目指した法制度、機関に付置される権限と機能、アドボカシー内容、人員体制と役割、アドボカシーを受けた若者の声の表現過程まで詳細に解明し、アドボカシーシステム整備を目指して包括的な知見を網羅しており、汎用性からみて社会的意義が高いと言える。

研究成果の概要（英文）：The Ontario Child and Youth Advocate developed a multi-layered advocacy approach to ensure the 'independent voice of children and youth.' This included case advocacy for children and youth, systemic advocacy through youth-led self-advocacy projects aimed at societal change, as well as participation and opinion-sharing in investigations and inquests following accidents or fatalities. This process served as a model for other provinces and countries.

Even after the closure of the office, collaborative efforts with allies facing similar circumstances enabled the elucidation of processes to establish "the Equitable Standards" for evaluating transition support tailored to individual needs for youth. The goal was to ensure that youth currently in care would not have their support terminated upon reaching adulthood and would receive transition support as per their respective needs. This included the development of ongoing education in the child and youth care field to institutionalize it.

研究分野：児童福祉学

キーワード：子どもアドボカシー カナダ 子どもの権利 オンタリオ州子どもアドボカシー事務所

1. 研究開始当初の背景

我が国では2016年の児童福祉法改革により、付帯決議の一項に「自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること。」と規定された。

子どもアドボカシーシステムを構想する出発点に立ったと理解でき、独立した子どもアドボカシー機関のあり方を提言することが喫緊の学術的課題となっている。しかし付帯決議が見せた「自分から声を上げられない子どもの権利を保障する」ための、すでにある日本の実践の多くは、「子どもの声を聴く」ための大人側の子どもの声の聴き方への探求に留まっている。

また国で進められている議論は、都道府県の児童福祉審議会が子どもアドボカシーの機能や役割を担えないかが中心になっている。当審議会は、起こった児童福祉問題を行政やサービス提供者に向け改善策として提案する機能はもつが、子どもの声を拾い上げその声を束ねて意思決定者に届け、政策の改善活動を子どもと共に起こすアドボカシー役割を遂行するには機能上限界がある。

この機能を備えた子どもアドボカシー機関モデルがカナダ・オンタリオ州にあり、このモデルを詳細に解明することで日本へ導入できれば、国が目指す「子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策」となり得る。

2. 研究の目的

そこで本研究では、「自ら声を上げられない子どもの声を聴く、そして子どもの傍に常に寄り添い支える大人の存在を得て、子どもが自ら声を上げられるようになる、そして子どもの声を子ども自ら束ね、それを政策決定者に届けて政策改善に反映させる、そうすることで子どもの権利を実現し、その活動を通じて子どもの権利を守り育む養育文化を創造することに繋げる」仕組みと活動について、オンタリオ州子ども・若者アドボカシー事務所の実践を解明することを通じて実証する。具体的には以下の3点について解明する。

(1) オンタリオ州子ども・若者アドボカシー事務所の活動内容の把握

当事務所のHPでは、実際の権利擁護活動は紹介されておらず、先行研究も存在しない。そこで本研究においてその具体的な活動内容を把握する。

1.触法少年(保護観察、拘留など) 2.社会的養護で生活する子ども(里親、グループホーム、施設ケア、家族的ケア) 3.精神保健サービスを受けている子ども(一時保護、施設ケア、治療的里親、家族的ケア) 4.認知や発達上の障がいがある子どもで施設ケアや家族的ケアを受けている子ども 5.移民の子ども 6.路上生活を送る子ども(住所不定の子ども、シェルターにいる子ども) 7.入所型施設で生活する盲ろうあ児、学習に不応を起こしている子ども 8.在宅で暮らす特別な支援を必要とする子ども 9.特別支援学級に通う特別な支援を必要とする子ども 10.先住民の子ども 11.施設で暮らしている時に死亡した子ども 12.最も刑の重い罪をおかした子ども

(2) オンタリオ州子ども・若者アドボカシー事務所の人員体制および役割分担の把握

当事務所には、多種多様な専門職者がその業務にあたっている。また種々の専門職者がチームを組んでアドボカシー活動にあたっているが、とりわけアドボカシーの機能「ケースアドボカシー」「システミックアドボカシー」「コミュニティ・ディベロップメント・アドボカシー」「検証・調査」別に沿って把握する。また当事務所にはアドボカシーの支援を受けた当事者である若者が「アンプリファイアー」と称す立場で雇用され、現在アドボカシーを必要としている子どもへサポートを行う実践をもつ。その役割について把握する。

(3) 当事者ユースによるセルフアドボカシー活動の詳細把握

当事務所のサポートを受けながら、先述(2)のアンプリファイアーがユースリーダーとなって、同じ境遇にある子どもやユースを集めコミュニティをつくり、制度改善を迫るソーシャルアクションを起こしている。その活動の詳細を把握する。

3. 研究の方法

研究代表者が参画する「子どもアドボカシー研究会」のメンバーで3名体制を組み、カナダ・オンタリオ州アドボカシー事務所に毎年1週間程度訪問し、当事務所職員に向けた聞き取り調査、関連資料収集、当事者ユースによるセルフアドボカシー活動を行っている場面での参与観察、当事務所職員と連携をもつ団体への訪問による聞き取り調査、関連資料収集を行う。

4. 研究成果

本研究により、以下の諸点について詳細に把握し、解明することができた。

(1) オンタリオ州子ども・若者アドボカシー事務所のサポートを受けて当事者コースによるセルフアドボカシー実践と重層性をもつアドボカシーの開発

2007年にオンタリオ州子ども・若者アドボカシー法が改正されオンタリオ州子ども・若者アドボカシー事務所は州政府から独立して州議会に直接報告する機関となった。この改革を受けて初めて、社会的養護を経験した当事者コースが主導し、コースの生の体験を集めること、それを州議事堂での公聴会を開くことを中核に据えた、州議会と州政府に直接訴えるアドボカシープロジェクトを立ち上げた。その活動の詳細は、宣伝、公聴会開催、メディア公表・対応、提言書制作と提出、州政府のモニタリングと一連のセルフアドボカシー過程を形成し、社会的養護制度の改革を迫る世論を形成した。

この活動がきっかけとなり、先住民出身のコースによる Feathers of Hope、黒人のコースによる Hair story、障がいのあるコースによる We have something to say、LGBTQ のコースによる You are not alone のセルフアドボカシープロジェクトが次々に展開された。こうした当事者の子どもやコースが集まってコミュニティをつくり、声を表に出して束ね、意思決定者に届けて制度変革を迫る一連のセルフアドボカシー活動は、ケースアドボカシーで対応していても再び同じ問題が繰り返されるばかりで、一向に子どもや若者の問題は改善されないという慣習に一石を投じた。

このようにオンタリオ州子ども・若者アドボカシー事務所では、先住民に対する連邦政府をあげた強制同化政策によるトラウマ、黒人に対する差別や偏見、障がいのある人や LGBTQ の人に対する差別や偏見など、ケースアドボカシーだけで対応すれば子ども個人の問題に帰され、再び繰り返される問題の温存構造に介入し、抜本的な社会転換を迫るシステムアドボカシー実践へと昇華させた。それは当事者が主導するセルフアドボカシープロジェクトとして開花し、その後他州へも波及する。

またオンタリオ州に温存する、子どもや若者が直面する構造的な差別問題や偏見をなくすセルフアドボカシープロジェクトが軌道に乗っていくなかで、社会的養護下にある子どもや若者が死亡した場合には、検視に立会い、亡くなった子どもの独立した声を表明し、二度と同じことが繰り返されないようにするためにはどうすべきか、サービス提供者と州政府に勧告を行う権限と機能を確立させた。

こうして、個別の子どもや若者に対するケースアドボカシー、子どもや若者自身によるセルフアドボカシープロジェクトを通して社会変革を起こすシステムアドボカシー、さらには事故が起きた際の検証や調査、死亡が起こった際の検視への立ち合いと意見表明という、「子どもと若者の独立した声」を保障する重層的なアドボカシー実践を開発し、他州と他国へのモデルとなった。

(2) 当事者コースによるセルフアドボカシーの発展過程

州政権の交代により 2018 年 5 月にオンタリオ州子ども・若者アドボカシー事務所は閉鎖を余儀なくされた。根拠法も廃止される。その後、当事務所でアンプリファイヤーとして活動経験のあるコースがセルフアドボカシーとしてオンタリオ州児童福祉政策部門へ意見表明を継続することを通じて、年齢によって児童福祉のサービスを打ち切るのではなく、それぞれの若者の発達やメンタルヘルス、経済的な事情や家庭環境などを考慮し、本人の希望に沿って児童福祉サービスを延長することや、成人期のサービスへより良く移行する支援を受けられるようにする制度を構築することに成功した。

さらに彼女らは他州の同じ境遇にある仲間と協同し、社会的養護のケアを受けている若者やケアから離れた若者が公平なサポートを継続して受けられる基準評価モデル (The Equitable Standards for Transitions to Adulthood for Youth) を開発した。この評価モデルは、現在ケアを受けている若者が成人を迎えることで突然ケアが打ち切られることなく、若者それぞれの事情やニーズに応じ成人への移行過程で継続的に支援が受けられることを目的としたものである。この枠組みを開発した The National Council of Youth in Care Advocates は、社会的養護を自らが経験したことを通じて、現在ケア下にある子どもや若者が公平で良質な支援を受けられるよう、カナダの児童福祉制度の主流を変えようと各州政府に対し自分たちの生の声を届けることを目的とした、カナダ全土をカバーする当事者組織である。

最新の動向では、The National Council of Youth in Care Advocates のメンバー自ら、The Equitable Standards を、施設やグループホーム、各州政府へ普及させる活動を展開している。さらに彼女ら自身で、The Equitable Standards の開発の経緯と活用方法の理解を広げる目的で、施設やグループホーム職員に向け 5 回連続のオンライン研修を行っている。自らの経験を基に支援を開発し、州政府や各現場へ普及されるよう働きかけながら、同時にその仕組みの定着に向け現職教育を手掛ける活動は、アドボカシー事務所による支援を巢立った後も、自ら主体的にアドボカシーを起こす包括的なソーシャルアクションと言え、アドボカシー実践の発展形をここに見ることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 畑千鶴乃	4. 巻 29
2. 論文標題 カナダ各州の子どもアドボカシー機関にみる「検証・調査」と「アドボカシー」～2つの活動によって子どもの声を増幅させる互恵性～	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 鳥取養育研究所 養育研ニュース2021年度春号	6. 最初と最後の頁 pp.6~pp.12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 畑千鶴乃	4. 巻 19
2. 論文標題 オンタリオ州調査報告	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 鳥取養育研究所養育研ニュース2019年度初春号VOL.19	6. 最初と最後の頁 2-5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 畑千鶴乃	4. 巻 22
2. 論文標題 鳥取にて子どもアドボカシーシステムをつくる	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 鳥取養育研究所養育研ニュース2019年度冬号VOL.22	6. 最初と最後の頁 8-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Corinne Dettmeijer-Vermeulen Elected Member, Irwin Elman, Mykola Kuleba, Chizuno Hata, Koko Kikuchi,
2. 発表標題 Exploring International Models: Ombuds and Commissioners Around the Globe
3. 学会等名 Kempe Conference 2022（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 畑千鶴乃、藤野謙一、藤野興一
2. 発表標題 カナダ プリティッシュ・コロンビア州における子どもアドボカシーの機能
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会 第26回学術集会いしかわ金沢大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 畑千鶴乃、藤野興一、アーウィン・エルマン、菊池幸工
2. 発表標題 子どもアドボカシーの萌芽を問い直す ～日本・カナダ両国における子どもアドボカシーの再獲得を目指して～
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会 第25回学術集會ひょうご大会 公募シンポジウムS-40
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 畑千鶴乃、藤野謙一、清水暁子、藤野興一、奥野隆一
2. 発表標題 ライオンズ大学子ども・若者ケアコースでの養成課程と我が国の保育士養成課程との比較研究
3. 学会等名 日本児童養護実践学会第11回研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤野謙一、畑千鶴乃、清水暁子、藤野興一、奥野隆一
2. 発表標題 子どもの権利擁護機関の設置構想～カナダ・オンタリオ州アドボカシー事務所活動手順及び過程の調査報告
3. 学会等名 日本児童養護実践学会第11回研究大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 畑千鶴乃、菊池幸工、藤野謙一	4. 発行年 2023年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 240
3. 書名 子どもアドボカシーつながり・声・リソースをつくるインケアユースの物語	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------